

議案第23号 専決処分した事件の承認を求めることについて(令和3年度習志野市一般会計補正予算(第2号))
--

新型コロナウイルス感染症対策として、低所得の子育て世帯に対する給付金の支給に係る経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算	補正前	618億2,411万5千円
	補正額	7,114万1千円
	補正後	618億9,525万6千円

(歳出概要) ・子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業

(専決処分日)

令和3年4月8日

議案第24号 専決処分した事件の承認を求めることについて(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和3年3月31日に公布されました。

このことに伴い、習志野市税条例の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税及び都市計画税に係る急激な税負担の上昇を抑制するための負担調整措置を令和5年度まで延長しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、税額の基となる課税標準額が上昇する土地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額としました。

(2) 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置である「わがまち特例」の対象資産の取得期間を2年間延長しました。

対象資産	取得期間	
	改正前	改正後
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅(家屋)	令和3年3月31日まで	令和5年3月31日まで
企業主導型保育事業に係る施設(土地・家屋・償却資産)		
認定先端設備等導入計画に従い取得した機械及び装置、器具及び備品、工具、建物付属設備、事業用家屋並びに構築物(家屋・償却資産)		

2 軽自動車税

環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的措置の適用期限を9月間延長し、令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車を対象としました。

3 その他

地方税法の規定等に合わせた文言整理を行いました。

(専決処分日)

令和3年3月31日

(施行期日)

令和3年4月1日